

<平成 29 年民法改正及び平成 30 年商法改正を受けた商法短答過去問演習の要否等について>

2019 年 12 月 6 日

伊藤塾 司法試験科

本レジュメは、「司法試験・司法試験予備試験 短答式試験 商法 問題解説」において、民法が平成 29 年（2017 年）及び平成 30 年（2018 年）に、商法が平成 30 年（2018 年）にそれぞれ改正されたことに伴い、①問題の内容からみて、現時点で演習をする必要のないもの、②問題及び解説の内容面での修正を施したうえで、演習すべきものに関し、①はその問題番号を示したものを、②は改正後の条項数及び概念等の修正を下線を付して示したものを、以下、それぞれご提供します。

なお、以下の問題番号は上記「問題解説」における掲載順に沿って並べてあります。

また、演習の必要が認められる問題（上記②）のうち、出題形式をはじめ、大幅な修正が必要なものに関しては、別紙にて、差し替え用のデータを提供いたします。

#### 演習をする必要のないもの

12-3（司法 H 19-50）、12-7（司法 H 20-51）、12-13（司法 H 26-53、予備 H 26-28）

#### 条項数や概念等を修正した上で、演習をするべきもの

##### 1 会社法総説

1-3（司法 H 23-37、予備 H 23-16）

肢エ解説 解説の末尾に以下を付加

なお、平成 29 年改正民法 107 条が「代理人が自己又は第三者の利益を図る目的で代理権の範囲内の行為をした場合において、相手方がその目的を知り、又は知ることができたときは、その行為は、代理権を有しない者がした行為とみなす。」と規定したため、本記述のような事例の処理は、今後は同条の直接適用によりなされるものと考えられる。

1-5（司法 H 19-36）

肢 2 解説 6 行目

……単独で行うことができる（民法 670 条 5 項）。……

##### 4 機関

4-45（司法 H 25-44）

肢才解説 解説の末尾に以下を付加

なお、平成 29 年改正民法 107 条が「代理人が自己又は第三者の利益を図る目的で代理権の範囲内の行為をした場合において、相手方がその目的を知り、又は知ることができたときは、その行為は、代理権を有しない者がした行為とみなす。」と規定したため、本記述のような事例の処

理は、今後は同条の直接適用によりなされるものと考えられる。

#### 4-49（予備H26-20）

肢5解説 1行目

判例は、「民法109条（現：109条1項）および……

#### 4-57（司法H24-44）

肢ア問題 2行目

……取引については、民法第112条第1項の規定は……

### 9 組織再編

#### 9-1（司法H18-48改題）

肢1解説 7行目

……譲渡会社の債務は、債権者の承諾を得て譲渡会社に免責的債務引受け（同472条3項）をさせない限り、……

#### 9-7（司法H24-47，予備H24-25）

肢エ解説 8行目

……個々の債権者の同意を得なければならない（同472条3項）。……

#### H29（追加）（予備H29-24）

肢ウ解説 6行目

……民法の原則に従い、債権者の承諾を要するからである（民法472条3項）……

### 11 商法総則

#### 11-29（司法H21-50）

肢5問題

物品の販売又はその媒介の委託を受けた代理商は、売買契約成立後、当該売買契約の目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない旨の買主からの通知を受ける権限を有する。

肢5解説 2行目

……買主が、検査により売買の目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを発見した場合における通知……

### 12 商行為法

#### 12-17（司法H26-54）

## 肢イ問題

商人がその営業の範囲内において他人のために金銭の立替えをしたときは、その他人に対し、立替えの日以後の法定利息を請求することができる。

## 肢イ解説 5行目

「そして、……利息である（同条1項括弧書，514条）。」の一文を削除。

## H30（追加）（予備H30-28）

## 肢3解説 1～3行目

「民法上，契約の申込みを受けても，……原則である（同526条参照）。もっとも，」の部分削除。

## H29（追加）（予備H29-28）

## 肢5解説 3行目

……寄託物を保管すべき義務を負う（商法595条）。……

## 12-35（司法H23-52）

## 肢才問題 3行目

……，Aは，場屋営業者に該当する。

## 肢イ解説 1行目

準問屋とは，自己の名をもって他人のために販売又は買入れ以外の行為をすることを業とする者をいう……

## 肢エ解説 1行目，2行目

……自己の名をもって物品運送の取次ぎをすることを業とする者をいい（商法559条1項），「取次ぎ」とは，……

## 肢才解説 4行目

……喫茶店で飲食物を有料で提供するAは，場屋営業者に該当する。……

## 12-37（司法H22-52）

## 肢1問題 2行目

……，当事者の氏名又は名称，……

## 肢3問題 1行目

……，その媒介により成立させた行為について……

## 肢4問題 1行目

仲立人は，その媒介に係る行為に関して……

## 肢5問題

仲立人は，その媒介に係る行為が……

肢1解説 2行目, 3行目

当事者の氏名又は名称, …その要領を記載した書面 (結約書) を各当事者に……

肢2解説 1行目

商事仲立人の報酬は, 当事者が等しい割合で負担する……

肢3解説 1行目

……その媒介により成立させた行為について……

肢4解説 1行目

商事仲立人は, その媒介に係る行為に関して……

肢5解説 1行目

商事仲立人は, その媒介に係る行為が……

### 12-39 (司法H22-53)

肢1解説 2行目

……業とする者が含まれる (同 569 条 1 号, 3 号, 684 条, 747 条)。……

肢2解説 1行目

判例は, 平成 30 年改正前商法 580 条 1 項 (現: 576 条 1 項) は, ……

肢4解説 1行目, 2行目

……荷送人が種類・価額を通知した場合でない限り, 運送人は損害賠償責任を負わない (商法 577 条 1 項)。……

肢4解説 4行目

……損害賠償責任を免れることはできない (商法 592 条・575 条)。……

## 13 手形・小切手法

### 13-19 (司法H18-53)

肢4解説 4行目, 5行目

……譲渡が禁じられるわけではなく, 民法第三編第一章第四節の規定に依る債権の譲渡に関する方式に従って……。また, 指図禁止手形以外の手形についても, 同様の方式により譲渡し得ると解されている……

### H29 (追加) (予備H29-29)

肢4解説 2～3行目

……履行遅滞に陥り (民法 520 条の9), 法定利率による遅延損害金を支払うべきことになる (同 419 条, 404 条 2 項)。

### H28 (追加) (予備H28-29)

肢才解説 7行目

……裏書による取得であっても、民法第三編第一章第四節の規定に依る債権譲渡の効力しか有さない……

#### H27（追加）（予備 H27-30）

肢3解説 5行目

……調査する権利を認めているが（同 520 条の 10 本文），……

#### H28（追加）（予備 H28-30）

肢ア解説 6行目

……裏書に民法第三編第一章第四節の規定に依る債権譲渡の効力しか認められないため，……

#### H29（追加）（予備 H29-29）

肢4解説 2～3行目及び7～8行目

……その呈示がされた日以後履行遅滞に陥り（民法 520 条の 9），法定利率による遅延損害金を支払うべきことになる（同 419 条， 404 条）。……

なお，……約束手形の所持人は，法定利率による満期以後の利息を請求することができる（手形法 77 条 1 項 4 号・48 条 1 項 2 号， 民法 404 条）。……

#### 13-25（司法 H22-55）

肢2問題 2行目

……原因債権についても，消滅時効の完成猶予の効力が生じる。

肢3問題

手形所持人の約束手形の振出人に対する手形債権の消滅時効が完成猶予又は更新された場合，その手形保証人に対する手形債権についても，消滅時効の完成猶予又は更新の効力が生じる。

肢2解説 2行目

……，原因債権の消滅時効を中断（現：完成猶予）する効力を有する」……

肢3解説 1行目，3行目，4行目

手形債権の消滅時効の完成猶予又は更新の効力は，その事由が生じた者に対してのみ……手形債権の消滅時効について完成猶予又は更新の効力が生じても，手形債権者に対する手形債権について消滅時効の完成猶予又は更新の効力は生じない。……

肢4解説 2行目

……その訴え提起の時に手形上の権利の消滅時効の中断（現：完成猶予）の効力が生じている……

#### 13-31（司法 H19-52）

肢才解説 全面的に修正

判例は、満期白地の手形の補充権の消滅時効については、平成 29 年改正前商法 522 条の規定が準用され、右補充権は、これを行使しうべきときから 5 年の経過によって、時効により消滅するとしている（最判昭 44. 2. 20 手形小切手百選〔第 7 版〕41 事件）。そして、平成 29 年改正後の商法・民法の下においても、民法 166 条 1 項に基づき、本記述のような場合について同様の結論が得られるものと考えられている。よって、本記述は誤りである。

なお、民法 166 条 1 項は、時効期間について、「債権者が権利を行使することができることを知った時」（主観的起算点 この場合、時効期間は 5 年（同項 1 号））と「債権を行使することができる時」（客観的起算点 この場合、時効期間は 10 年（同項 2 号））とで規律を分けているが、一般的な債権について主観的起算点と客観的起算点は基本的に一致することから、民法 166 条 1 項に基づいて本記述のような場合を処理しても、上記の判例が示す規律内容に大きな変更はないものと考えられている。

### 13-43（司法 H26-56, 予備 H26-30）

肢 4 問題 2 行目

……手形上の債務の履行を催告しても、裏書人に対しては時効の完成猶予の効力を生じない。

肢 4 解説 5 行目～, 10 行目

……消滅する。合同責任のこのような点は、民法上の連帯債務と類似し、また、連帯債務と同様に、一人に対する請求は、他の者に対して効力を生じず、時効の完成猶予又は更新の効力はその事由が生じた者に対してのみその効力を有する（時効中断の相対効 手形法 77 条 8 号・71 条）。したがって、……手形上の債務の履行を催告しても、裏書人に対しては時効の完成猶予又は更新の効力は生じない。……

### 13-47（司法 H18-54）

肢 2 問題 1 行目

……裏書は、民法第三編第一章第四節の規定に依る債権譲渡の効力のみを有する。

肢 2 解説 3 行目

……裏書は民法第三編第一章第四節の規定に依る債権譲渡の効力のみを有する……

### 13-55（司法 H19-53）

肢ウ問題 1 行目

……手形満期日から支払済みまでの法定利率による利息の支払も請求することができる。

肢ウ問題 7 行目

……本記述においては、X の法定利率による利息請求……

### H30（追加）（予備 H30-29）

肢エ問題 3 行目

……権利者と推定される（民法 520 条の 20, 520 条の 14）……